

令和2年度

緊急経済対策に向けての要望書
新型コロナウイルスに関する
要望書



要望書作成 公益社団法人 全国背髄損傷者連合会
〒152-0034

東京都目黒区緑が丘二丁目 15 番 14 号 村上ビル 102
TEL.03-6421-4588/FAX.03-6421-4665
office@zensekiren.jp

令和2年4月9日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部長 橋本 泰宏 様

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事 大 濱 眞

緊急経済対策に向けての要望書

日頃から私達の暮らしを守るためにご尽力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスが世界的に流行し、日本国内においても安倍総理が会見して補正予算などで緊急経済対策を打ち出す方針と伺っています。私達、重度障害者がこの国難を乗り切って引き続き地域で暮らしていけるように、下記を緊急に要望いたします。

① ヘルパー等の処遇改善（感染リスク加算）を目的とした加算の創設について

- 令和2年3月6日付の厚労省各課連名の事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」では、「訪問介護事業所等における対応」として、感染が疑われる利用者を把握した場合には、訪問介護事業所等から居宅介護支援事業所等に報告し、さらに居宅介護支援事業所等が保健所と相談のうえ、訪問介護の必要性が認められた場合には、サービス提供を行うこととされています。
- この手順に従った場合、特に重度訪問介護のヘルパーは、低い報酬単価ゆえの低い時給で、大きな感染リスクを背負ったまま、長時間にわたってサービスを提供することになってしまいます。
- したがって、新型コロナウイルスの流行が収束するまでの間、ヘルパー等（看護師、保育士など）の感染リスクを軽減するために電車通勤は控えてもらって車通勤へ切り替えや時間差通勤（車両の空いている時間帯に）を実行することで事業所負担が増出しています。従って、ヘルパー確保のために「感染リスク軽減加算」を加算を創設していただきたい。

② 訪問系サービスの国庫負担基準撤廃し、国庫負担の割合を5割から8割に引き上げ地方の負担を軽減してください

- 今回の経済対策を契機に国の負担率を引き上げて地方自治体の負担を軽減し、全体的に景気が浮揚していく手立てを取っていただきたい。

- 具体的には、国庫負担基準を撤廃し、さらに地方自治体の財政状況を安定させるためにも国庫負担率を5割から8割へ引き上げてください。もしも国の負担率を引き上げるのに法改正で時間がかかるのであれば、基金などを創設して早急に対処していただきたいです。

③ 現行の処遇改善加算を3倍程度引き上げてください。もしくはそうした基金を創設していただきたい

- 福祉分野の人材確保は大変困難な状況が続いています。とりわけ保育士やヘルパーといった最前線で働く職員の人材確保は社会的な問題となっています。
- 今回の新型コロナウイルスの影響によって各業界で生じた失業者を福祉分野で吸収していくことは、国民からの理解も受けやすいと考えます。
- こうした状況を鑑みて、現行の処遇改善加算を3倍程度に引き上げていただき、最前線で勤務する介護職員の大幅な処遇改善を実施していただきたい。処遇改善加算の改正では手続きなどで時間がかかる場合は、基金などを創設して早急に対処していただきたいです。

④ 「在宅勤務中」や「ヘルパーの自動車運転中」など、障害者総合支援法の重度訪問介護における柔軟な制度運用をお願いしたい

- この度の新型コロナウイルスの影響で、時差通勤やテレワークなどが実施されています。また、やむを得ず外出する頸髄損傷などの呼吸障害がある障害者については、満員電車を避けるために自家用車での移動を選択する人が増えています。
- こうした現状において画期的な経済対策として、重度訪問介護の柔軟な制度運用を切に求めます。
- 具体的には、
 - ・ 障害者が在宅で勤務している時間帯が、重度訪問介護の対象であることを明確化する
 - ・ ヘルパーが自動車を運転しながら障害者を見守りしている時間帯を、重度訪問介護の対象とする
 - ・ 熟練ヘルパーによる同行支援を年間500時間、8名程度に拡充する

などの措置を講じ、また、必要な財政措置を講じていただきたい。

新型コロナウイルスに関する要望書

① 手指消毒用エタノール等衛生用品の優先供給スキームの対象事業者について

- このことについて、令和2年3月13日付で厚生労働省と文部科学省の各課の連名で事務連絡「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」が発出されています。
- しかし、このなかで優先供給スキームの対象事業者を「医療機関、高齢者施設等（薬局、障害者支援施設等（医療的ケアを必要とする児童等を支援する事業所等を含む。）、児童福祉施設等、幼稚園を含む。以下同じ。）」と記載しているため、特に障害者支援施設ではない障害福祉サービス事業所（ヘルパー事業所や日中活動系サービス事業所など）が対象に含まれるのかわかりにくくなっています。その一方で、医療的ケアを必要とする利用者にサービスを提供している重度訪問介護のヘルパー事業所からは、手指消毒用エタノールの不足の声が挙がっています。
- したがって、重度訪問介護事業所をはじめとする障害者総合支援法のヘルパー事業所などが上記の通知の「高齢者施設等」に含まれることを、改めて自治体に通知していただきたい。

② PCR検査の優先順位について

- 頸髄損傷などの呼吸障害がある障害者については、微熱や痰などの症状がある場合は、直ちにPCR検査を実施できるように必要な措置を講じていただきたい。

③ 物資の不足について整理券の発行や現物給付を

- 絶対数が足りていないマスクのほか、ティッシュペーパーやトイレットペーパー、地域によっては食料品の買い占めもあったと聞いています。
- 重度な障害がありながらも自立した生活を送ろうとする障害者は、買い物を介護ヘルパーにお願いする場合、今回の様に一人一品まで、となってしまうと、介護ヘルパー自身も必要であったり、購入のために並ぶ時間の問題などがあると思われます。
- したがって、今回のように一部の買い占め行為により、十分にあるはずの商品が提供されず、購入が困難となりそうな場合、たとえば、企業から優先的に市町村へ必要数の商品を販売し、市町村から必要とする障害当事者、高齢者、乳児などのいる家庭へ整理券を発行、役場を窓口とし販売をするといった方法をご検討いただきたい。
- また、医療機関や高齢者施設に対するマスクの配布と並行して、在宅の重度障害者（特

に高齢で基礎疾患を有している者など）も配布の対象としていただきたい。

- さらに、現在、政府で検討されている緊急経済対策について、現金や商品券ではなく現物給付（マスク、保存食品などの食料品）もご検討いただきたい。

④ 東京オリパラの選手村の宿泊施設の活用について

- 東京オリパラの開催延期によって、選手村の宿泊施設も当面は利用されないと思います。このため、小池都知事が提案されたとおり、この宿泊施設を新型コロナウイルス感染者の待機施設として活用することを要望します。
- 特に海外からの入国者や帰国者の検査待機は要請という位置づけであるため、経費負担が課題と聞いているため、それを軽減する措置として有効ではないでしょうか。

以上です。ご賢察の上、ご高配賜りますようお願い申し上げます。